



環境省報道発表

令和7年2月21日（金）

令和5年度騒音規制法等施行状況調査の結果について

1. 環境省では、騒音防止行政の一層の推進を図るため、毎年度、全国の都道府県、市及び特別区を通じ、環境基準の達成状況、騒音規制法に基づく各種措置の施行状況等について調査を行い、その結果を取りまとめています。
2. この度、都道府県等からの報告に基づき、令和5年度における騒音に係る環境基準の達成状況及び苦情の件数のほか、騒音規制法に基づく地域指定の状況、届出件数、措置の状況等について取りまとめましたので、お知らせします。

【添付資料】

- ・ 別添 騒音規制法等施行状況調査の詳細

※ 調査により得られた自治体毎のデータは、後日「令和5年度騒音規制法等施行状況調査報告書」としてホームページで公表する予定です。

<https://www.env.go.jp/air/noise/index.html>

<概要は次ページ以降>

内容についての問合せ先
環境省水・大気環境局
環境管理課環境汚染対策室
代 表 03-3581-3351
直 通 03-5521-8299
室 長 鈴木 清彦
室長補佐 増田 大美
係 長 東海林 大輔

■ 調査結果の概要

(1) 騒音に係る環境基準の達成状況

騒音に係る環境基準の地域類型を当てはめる地域を有する市区町村は、令和5年度末において、全国の市区町村数の71.3%に当たる1,241市区町村（前年度同）でした。

令和5年度に環境騒音の測定を実施した地方公共団体数は292市区町村（前年度305市区町村）であり、全測定地点2,297地点（同2,414地点）のうち、90.0%（同90.8%）に当たる2,067地点（同2,192地点）で環境基準が達成されていました。

(2) 騒音に係る苦情の件数

騒音に係る苦情の件数は、令和5年度は19,890件（前年度20,436件）であり、前年度に比べ546件（前年度比2.7%）減少しました。

苦情の内訳をみると、建設作業が最も多く7,466件（全体の37.5%）、工場・事業場が5,115件（同25.7%）、営業が1,852件（同9.3%）等でした。

(3) 騒音規制法に基づく地域指定の状況及び届出件数

騒音規制法に基づく規制地域を有する市区町村は、令和5年度末時点で、全国の市区町村数の76.4%に当たる1,330市区町村（前年度同）でした。

同法に基づき届出のあった規制対象の工場・事業場（特定工場等）の総数は、令和5年度末時点で、全国で212,455件（前年度210,237件）でした。また、同法に基づき令和5年度に届出のあった規制対象の建設作業（特定建設作業）の総数は、91,026件（同90,589件）でした。

(4) 騒音規制法に基づく措置の状況

令和5年度の騒音規制法の指定地域内の特定工場等に係る苦情の件数は490件（前年度605件）でした。当該年度に行われた騒音規制法に基づく報告の徴収は75件（同104件）、立入検査は239件（同310件）、騒音の測定は96件（同153件）で、測定の結果、規制基準を超えていたものは43件（同61件）でした。また、行政指導は266件（同360件）、同法に基づく改善勧告は0件（同0件）、改善命令は1件（同0件）でした。

指定地域内の特定建設作業に係る苦情の件数は1,739件（前年度1,926件）でした。当該年度に行われた騒音規制法に基づく報告の徴収は260件（同297件）、立入検査は1,009件（同1,240件）、騒音の測定は176件（同213件）で、測定の結果、規制基準を超えていたものは58件（同43件）でした。また、行政指導は1,112件（同1,377件）、同法に基づく改善勧告及び改善命令は0件（同0件）でした。

以 上

騒音規制法等施行状況調査の詳細

I. 騒音に係る環境基準の達成状況

(1) 騒音に係る環境基準の類型当てはめ状況

環境基本法に基づく騒音に係る環境基準の地域類型を当てはめる地域を有する市区町村は、令和5年度末において、全国の市区町村数の71.3%に当たる1,241市区町村であった（表1）。

表1 環境基準の類型当てはめ状況（令和5年度末現在）

	市	区	町	村	計
全市区町村数	792	23	743	183	1,741
環境基準の類型当てはめ市区町村数	765	23	415	38	1,241
割合（%）	96.6%	100%	55.9%	20.8%	71.3%

(2) 一般地域における環境基準の適合状況

全国の一般地域（道路に面する地域以外の地域）における環境騒音の状況を把握するため、地方公共団体により測定された環境騒音の環境基準の適合状況について調査した（表2）。

① 環境騒音の測定実施状況

令和5年度に環境騒音の測定を実施した地方公共団体数は292市区町村（前年度305市区町村）で、環境基準の類型当てはめがなされている1,241市区町村の23.5%であった。

測定地点の総数は2,297地点（前年度2,414地点）であり、そのうち定点測定地点数は2,075地点（同2,070地点）で、全体の90.3%となった。ただし、定点測定地点とは、測定地点のうち継続的な変化を調査するために定期的に測定を行う地点であり、毎年度実施しているものとは限らない。

② 環境基準の適合状況

環境基準の適合状況は、当該地域の騒音を代表すると思われる地点を選定して行っている。

令和5年度は全測定地点2,297地点（前年度2,414地点）のうち90.0%（同90.8%）に当たる2,067地点（同2,192地点）で環境基準に適合していた。

地域類型別にみた場合、A類型及びB類型地域（住居系地域）では1,682地点（前年度1,794地点）のうち89.7%（同89.7%）に当たる1,508地点（同1,610地点）、C類型地域（住居・商工業混在地域）では613地点（同617地点）のうち91.0%（同94.0%）に当たる558地点（同580地点）で適合していた。

表2 一般地域における環境基準の測定及び適合の状況（令和5年度）

測定実施 自治体数		全測定 地点数	定点測定 地点数	当該地域の騒音を代表すると思われる地点			
				A A	A及びB	C	計
292	測定地点数	2, 297	2, 075	2	1, 682	613	2, 297
	適合地点数	2, 067	1, 864	1	1, 508	558	2, 067
	適合率(%)	90. 0	89. 8	50. 0	89. 7	91. 0	90. 0

A A : 療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域

A : 専ら住居の用に供される地域

B : 主として住居の用に供される地域

C : 相当数の住居と併せて商業、工場等の用に供される地域

注）この集計における環境基準の適合・不適合の判定については、原則として測定した全ての時間帯において環境基準を満たした場合を「適合」とした。

③ 環境基準の適合状況の推移

平成12年度から令和5年度までの環境基準の適合状況の推移については図1の通りとなった。令和5年度は前年度に比し適合率が下がっていた。

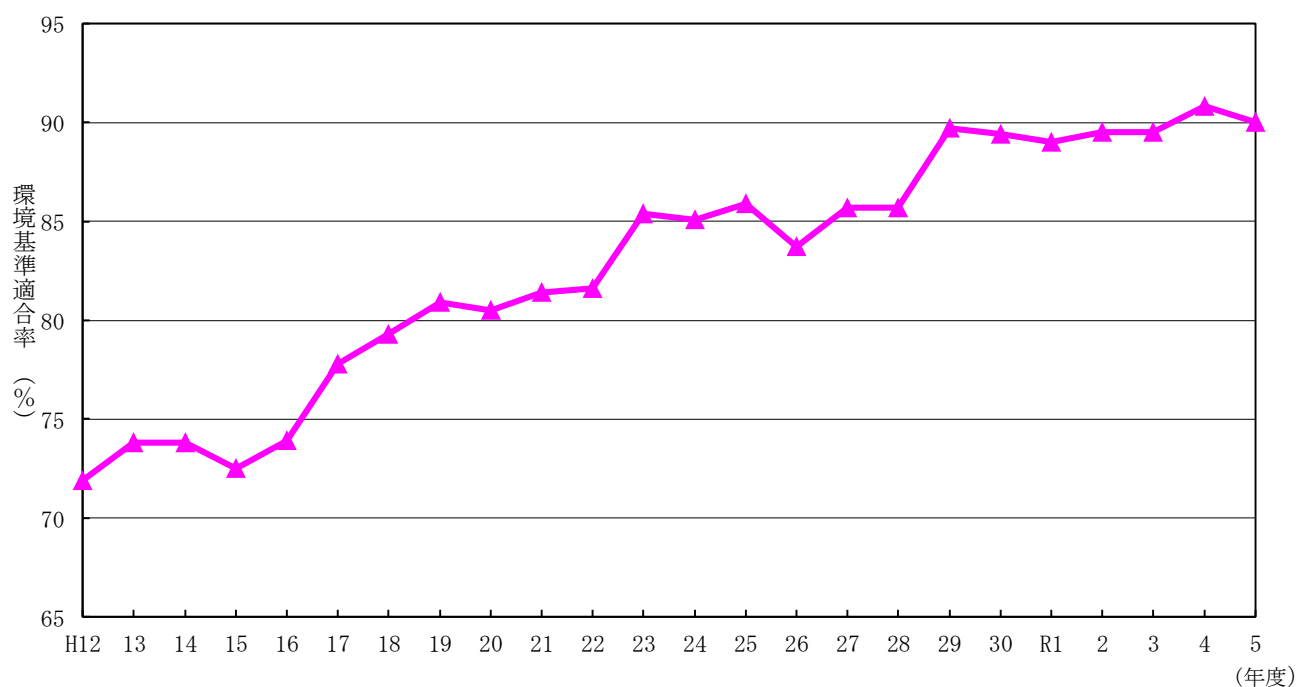


図1 一般地域における環境基準の適合状況の推移

Ⅱ．騒音に係る苦情の件数

(１) 苦情件数の推移

令和５年度に全国の地方公共団体が受理した騒音に係る苦情の件数は19,890件であった。これは、前年度（20,436件）と比べて546件（前年度比2.7％）の減少となっていた（図２）。

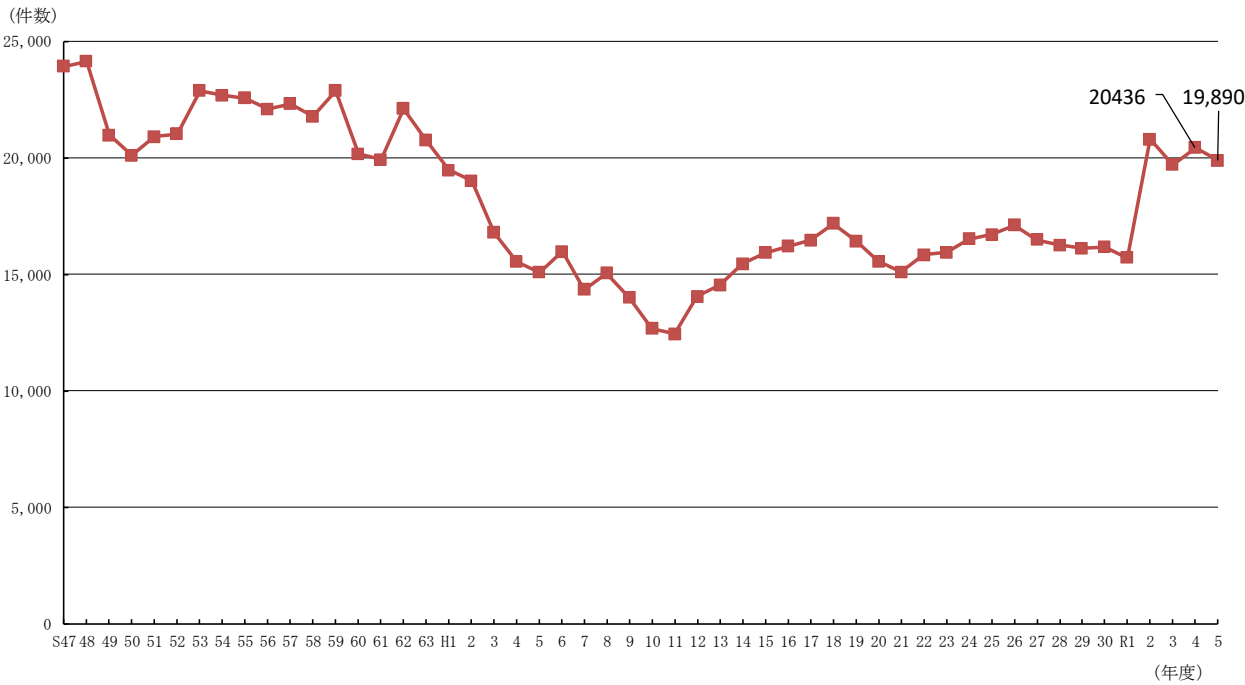


図２ 苦情件数の推移

(2) 発生源別の苦情件数

令和5年度の苦情件数を発生源別にみると、建設作業が7,466件（全体の37.5%）と最も多く、次いで工場・事業場が5,115件（同25.7%）、営業が1,852件（同9.3%）の順となっていた（図3、図4）。

また、前年度と比較し増加したものは、それぞれ、自動車に係る苦情が38件（全体の8.9%）、航空機に係る苦情が36件（同8.3%）、拡声機に係る苦情が9件（同2.7%）、再生可能エネルギーに係る苦情が10件（同50.0%）であった。一方で減少したものは、それぞれ、工場・事業場に係る苦情が121件（同2.3%）、建設作業に係る苦情が270件（前年度比3.5%）、鉄道に係る苦情が23件（同24.5%）、営業に係る苦情が94件（同4.8%）、家庭生活に係る苦情が47件（同3.4%）、アイドリング・空ふかしに係る苦情が15件（同4.1%）であった。

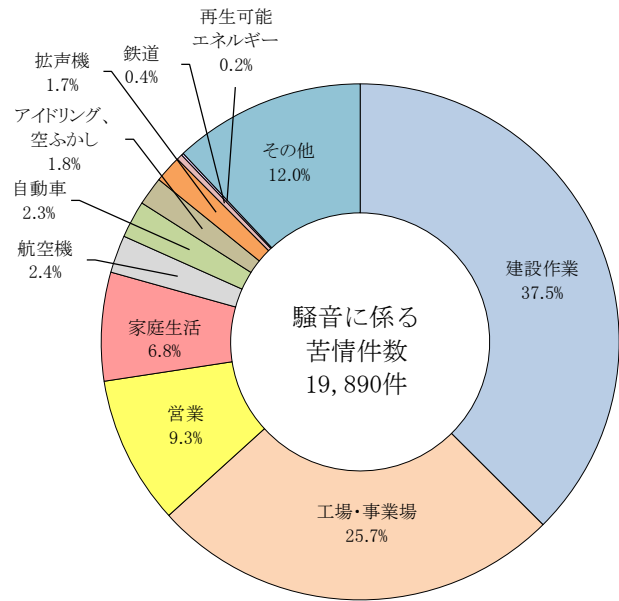


図3 苦情件数の発生源別内訳（令和5年度）

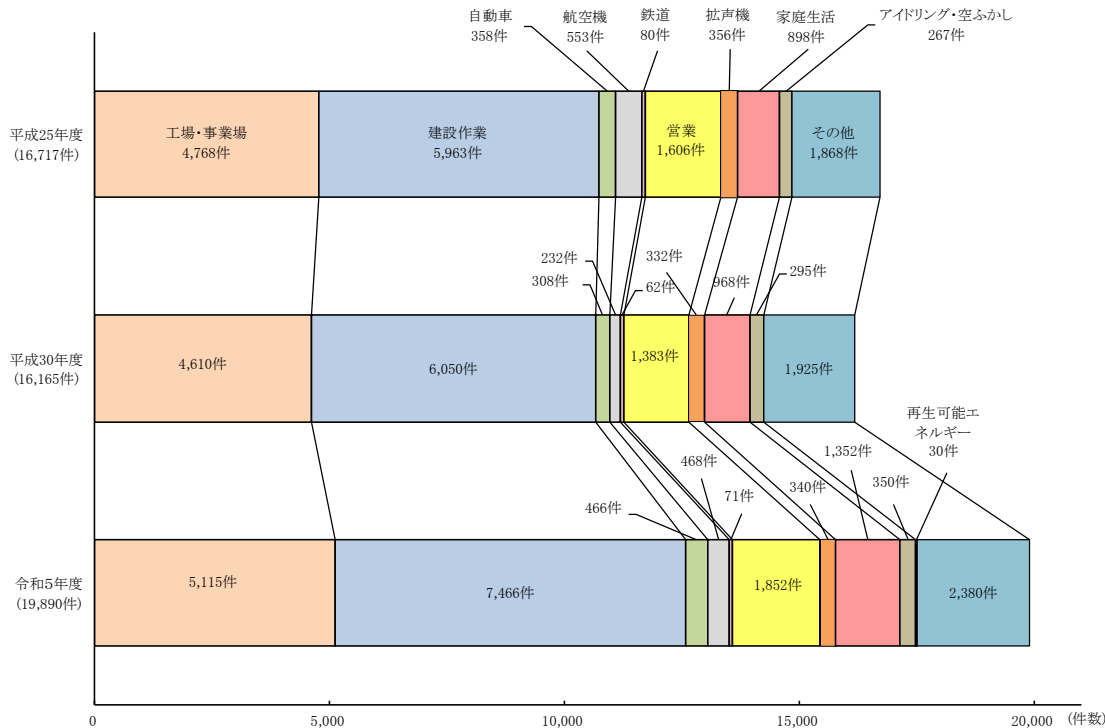


図4 5年毎の苦情件数の発生源別内訳

(3) 都道府県別の苦情件数

令和5年度の苦情件数を都道府県別にみると、東京都の4,074件が最も多く、次いで大阪府が2,114件、愛知県が1,768件、神奈川県が1,593件、千葉県が1,447件であった。上位5都府県で総苦情件数の55.3%を占めており、大都市を有する地域において苦情が多かった。この傾向は、人口100万人当たりの苦情件数においてもほぼ同様であった(表3、表4)。

苦情件数を前年度と比較すると、47都道府県中17道県で苦情が増加し、29都府県で減少していた(表4)。

表3 都道府県別苦情件数(上位5都道府県・令和5年度)

苦情件数		人口100万人当たりの苦情件数	
都道府県	件数	都道府県	件数
1 東京都	4,074	東京都	293
2 大阪府	2,114	大阪府	241
3 愛知県	1,768	愛知県	236
4 神奈川県	1,593	千葉県	229
5 千葉県	1,447	神奈川県	173
全 国	19,890	全 国 平 均	159

注) 人口は令和6年1月1日の総務省統計局人口推計による。

表4 都道府県別苦情件数の対前年度増減状況(令和5年度)

	苦情件数		対前年度比増減状況			苦情件数		対前年度比増減状況	
都道府県	令和４年度	令和５年度	増減	増減率	都道府県	令和４年度	令和５年度	増減	増減率
北海道	388	428	40	10.3%	滋賀県	164	172	8	4.9%
青森県	47	42	△ 5	△10.6%	京都府	372	369	△ 3	△0.8%
岩手県	88	58	△ 30	△34.1%	大阪府	2,182	2,114	△ 68	△3.1%
宮城県	236	282	46	19.5%	兵庫県	716	739	23	3.2%
秋田県	51	37	△ 14	△27.5%	奈良県	119	115	△ 4	△3.4%
山形県	74	67	△ 7	△9.5%	和歌山県	83	94	11	13.3%
福島県	142	137	△ 5	△3.5%	鳥取県	55	36	△ 19	△34.5%
茨城県	494	458	△ 36	△7.3%	島根県	42	36	△ 6	△14.3%
栃木県	226	213	△ 13	△5.8%	岡山県	168	166	△ 2	△1.2%
群馬県	253	214	△ 39	△15.4%	広島県	268	297	29	10.8%
埼玉県	1,177	1,100	△ 77	△6.5%	山口県	106	90	△ 16	△15.1%
千葉県	1,447	1,447	0	0.0%	徳島県	60	58	△ 2	△3.3%
東京都	4,276	4,074	△ 202	△4.7%	香川県	93	107	14	15.1%
神奈川県	1,598	1,593	△ 5	△0.3%	愛媛県	146	148	2	1.4%
新潟県	178	183	5	2.8%	高知県	40	49	9	22.5%
富山県	36	42	6	16.7%	福岡県	678	726	48	7.1%
石川県	122	85	△ 37	△30.3%	佐賀県	56	50	△ 6	△10.7%
福井県	68	78	10	14.7%	長崎県	154	167	13	8.4%
山梨県	132	107	△ 25	△18.9%	熊本県	189	148	△ 41	△21.7%
長野県	172	234	62	36.0%	大分県	169	126	△ 43	△25.4%
岐阜県	319	268	△ 51	△16.0%	宮崎県	105	104	△ 1	△1.0%
静岡県	551	523	△ 28	△5.1%	鹿児島県	107	120	13	12.1%
愛知県	1,858	1,768	△ 90	△4.8%	沖縄県	184	226	42	22.8%
三重県	247	195	△ 52	△21.1%	合 計	20,436	19,890	△ 546	△2.7%

注) △は減少を示す。

(4) 規制対象とそれ以外の苦情件数との比較

令和5年度の工場・事業場に対する苦情総数は5,115件であり、そのうち騒音規制法の規制対象となる指定地域内の特定工場等に対する苦情は490件（全体の9.6%）であった。

また、建設作業に対する苦情総数7,466件のうち、同指定地域内の特定建設作業に対する苦情は1,739件（全体の23.3%）であった（表5）。

表5 規制対象とそれ以外の苦情件数（工場・事業場、建設作業）

発生源の種類 年 度		工 場 ・ 事 業 場					建 設 作 業				
		特定工場等		左記以外		計	特定建設作業		左記以外		計
		指定地域内	指定地域外	指定地域内	指定地域外		指定地域内	指定地域外	指定地域内	指定地域外	
令和4年度	件数	605	0	4,069	562	5,236	1,926	0	5,538	272	7,736
	%	11.6%	0.0%	77.7%	10.7%	100%	24.9%	0.0%	71.6%	3.5%	100%
令和5年度	件数	490	0	4,045	580	5,115	1,739	0	5,490	237	7,466
	%	9.6%	0.0%	79.1%	11.3%	100%	23.3%	0.0%	73.5%	3.2%	100%

(5) 低周波音に係る苦情の状況

令和5年度に全国の地方公共団体が受理した低周波音に係る苦情の件数は335件で、前年度（335件）と同数であった（図5）。

発生源別にみると、工場・事業場が88件（全体の26.3%）で最も多く、次いで家庭生活上で70件（同20.9%）であった（表6）。

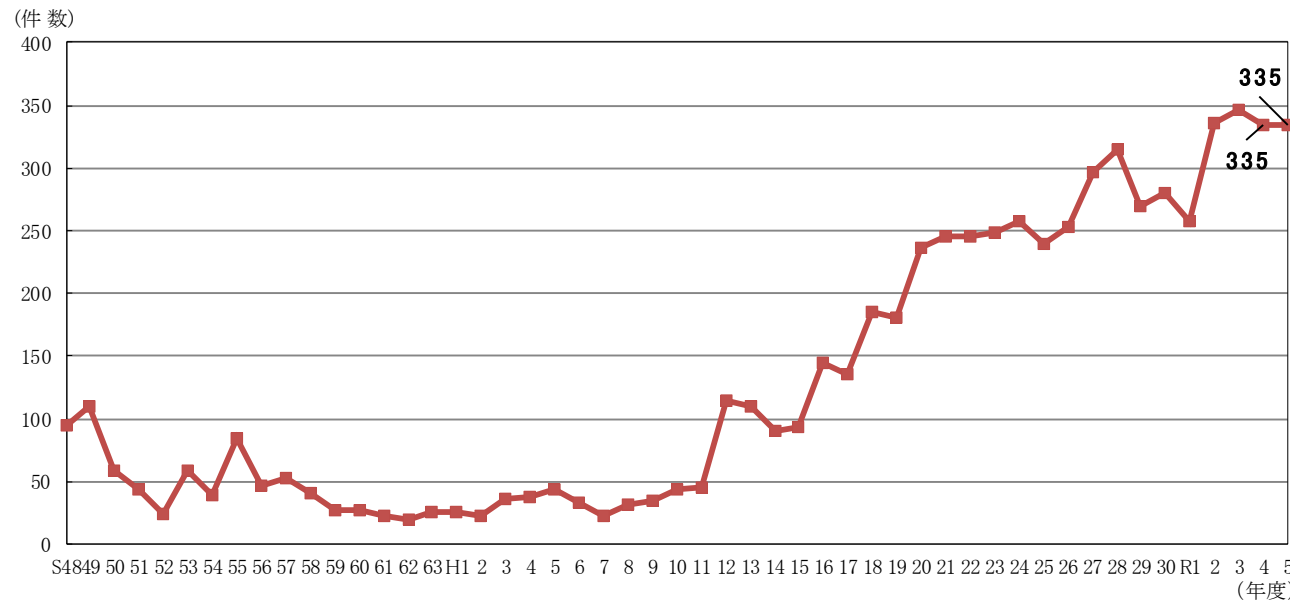


図5 低周波音に係る苦情件数の推移

表6 低周波音に係る苦情件数の内訳（10年間）

（件数）

年 度 発生源	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	
工 場 ・ 事 業 場	72	72	63	64	70	73	93	97	91	88	26.3%
建 設 作 業	11	9	16	8	12	5	3	14	15	13	3.9%
自 動 車	1	4	0	3	2	1	4	2	4	3	0.9%
航 空 機	0	1	1	0	0	0	1	0	0	1	0.3%
鉄 道	0	0	0	0	0	1	1	0	2	0	0%
営 業	14	12	17	14	16	11	10	13	13	13	3.9%
拡 声 機	0	0	1	0	1	0	2	0	1	0	0%
家 庭 生 活	59	72	81	64	55	70	83	65	71	70	20.9%
アイドリング・空ふかし	0	1	4	0	1	1	1	2	3	1	0.3%
再生可能エネルギー	-	-	-	-	-	4	7	3	4	6	1.8%
そ の 他	96	126	132	116	123	91	131	151	131	140	41.8%
合 計	253	297	315	269	280	257	336	347	335	335	100%

Ⅲ. 騒音規制法に基づく地域指定の状況及び届出件数

(1) 地域指定の状況

騒音規制法に基づき地域指定が行われている市区町村数は、令和5年度末時点で1,330市区町村(前年度同)であり、全国の市区町村数の76.4%(同)であった(表7)。

表7 騒音規制法地域指定の状況(令和5年度末現在)

	市	区	町	村	計
全市区町村数	792	23	743	183	1,741
騒音規制法指定地域	783	23	475	49	1,330
割合(%)	98.9%	100%	63.9%	26.8%	76.4%

(2) 特定工場等総数及び特定施設の届出件数

騒音規制法に基づき届出のあった特定工場等の総数は、令和5年度末時点で212,455件で、前年度(210,237件)に比べ2,218件(1.1%)増加していた。

また、特定施設の総数は1,570,619件で、前年度(1,561,024件)に比べ9,595件(0.6%)増加していた。

特定工場等総数の内訳をみると、主な特定施設として空気圧縮機等を届け出ているものが全体の46.6%と最も多く、次いで金属加工機械が19.9%であった(表8の①)。

特定施設総数の内訳をみると、空気圧縮機等が全体の48.8%と最も多く、次いで織機が19.3%、金属加工機械が17.3%の順となっていた(表8の②)。

表8 法に基づく届出件数(令和5年度末現在)

① 特定工場等総数			② 特定施設総数		
主要な設置特定施設	総数	(%)	特定施設	総数	(%)
金属加工機械	42,368	19.9%	金属加工機械	272,284	17.3%
空気圧縮機等	98,946	46.6%	空気圧縮機等	767,170	48.8%
土石用破碎機等	5,165	2.4%	土石用破碎機等	27,017	1.7%
織機	19,345	9.1%	織機	303,611	19.3%
建設用資材製造機械	2,971	1.4%	建設用資材製造機械	4,749	0.3%
穀物用製粉機	539	0.3%	穀物用製粉機	3,423	0.2%
木材加工機械	17,164	8.1%	木材加工機械	54,221	3.5%
抄紙機	719	0.3%	抄紙機	2,354	0.1%
印刷機械	16,221	7.6%	印刷機械	61,859	3.9%
合成樹脂用射出成形機	8,059	3.8%	合成樹脂用射出成形機	67,475	4.3%
鋳造型機	958	0.5%	鋳造型機	6,456	0.4%
計	212,455	100%	計	1,570,619	100%

(3) 特定建設作業の実施届出件数

令和5年度の騒音規制法に基づく特定建設作業の実施届出件数は、91,026件で前年度(90,589件)に比べ437件(前年度比0.5%)増加していた。

その内訳をみると、さく岩機を使用する作業が63,929件(全体の70.2%)と最も多く、次いでバックホウを使用する作業が13,349件(同14.7%)であった(表9)。

表9 特定建設作業の実施届出件数(令和5年度)

特定建設作業の種類	届出件数	(%)
くい打機等を使用する作業	3,832	4.2%
びょう打機を使用する作業	109	0.1%
さく岩機を使用する作業	63,929	70.2%
空気圧縮機を使用する作業	8,125	8.9%
コンクリートプラント等を設けて行う作業	257	0.3%
バックホウを使用する作業	13,349	14.7%
トラクターショベルを使用する作業	522	0.6%
ブルドーザーを使用する作業	903	1.0%
計	91,026	100%

Ⅳ. 騒音規制法に基づく措置の状況

(1) 特定工場等に対する措置等の状況

令和5年度の騒音規制法の指定地域内の特定工場等に係る苦情の件数は490件（前年度605件）であった。

これに対して騒音規制法に基づき行われた措置等の件数は、立入検査が239件（前年度310件）、報告の徴収が75件（同104件）、騒音の測定が96件（同153件）であった。

測定の結果、規制基準を超えていたものは43件（前年度61件）、改善勧告が0件（同0件）、改善命令が1件（同0件）であった。なお、これらの騒音規制法に基づく措置のほか、行政指導が266件（同360件）行われていた（表10）。

表10 指定地域内の特定工場等騒音に係る措置等の状況

	令和4年度	令和5年度
立入検査	310	239
報告の徴収	104	75
騒音の測定	153	96
（うち基準超過）	61	43
改善勧告	0	0
改善命令	0	1
行政指導	360	266
（参考）苦情件数	605	490

注）苦情に対して騒音規制法に基づき行われた措置等は、必ずしも当該年度に受理された苦情に対するものとは限らない。

(2) 特定建設作業に対する措置等の状況

令和5年度の騒音規制法の指定地域内における特定建設作業に係る苦情の件数は1,739件（前年度1,926件）であった。

これに対して騒音規制法に基づき行われた措置等の件数は、立入検査が1,009件（前年度1,240件）、報告の徴収が260件（同297件）、騒音の測定は176件（同213件）であった。

測定の結果、規制基準を超えていたものは58件（前年度43件）であり、改善勧告及び改善命令が0件（同0件）であった。なお、これらの騒音規制法に基づく措置のほか、行政指導が1,112件（同1,377件）行われていた（表11）。

表11 指定地域内の特定建設作業騒音に係る措置等の状況

	令和4年度	令和5年度
立入検査	1,240	1,009
報告の徴収	297	260
騒音の測定	213	176
（うち基準超過）	43	58
改善勧告	0	0
改善命令	0	0
行政指導	1,377	1,112
（参考）苦情件数	1,926	1,739

注）苦情に対して騒音規制法に基づき行われた措置等は、必ずしも当該年度に受理された苦情に対するものとは限らない。

(3) 自動車騒音に対する措置等の状況

令和5年度の騒音規制法の指定地域内における自動車騒音の苦情の件数は368件（前年度360件）であった。

これに対して騒音規制法に基づき行われた措置は、騒音の測定が29件（前年度51件）であり、測定の結果、要請限度を超えていたものが6件（同5件）であった。また、都道府県公安委員会に対する交通規制等の要請が0件（同0件）、道路管理者に対する道路の構造改善等の意見陳述が2件（同0件）であった。

なお、これらの騒音規制法に基づく措置のほか、都道府県公安委員会に対する同様の措置依頼が2件（前年度2件）、道路管理者に対する措置依頼が39件（同25件）であった（表12）。

表12 指定地域内の自動車騒音に係る措置等の状況

	令和4年度	令和5年度
騒音の測定	51	29
（うち要請限度超過）	5	6
公安委員会への要請	0	0
道路管理者への意見	0	2
要請以外の公安委員会への措置依頼	2	2
意見陳述以外の道路管理者への措置依頼	25	39
（参考）苦情件数	360	368

注）苦情に対して騒音規制法に基づき行われた措置等は、必ずしも当該年度に受理された苦情に対するものとは限らない。